

青梅市立学校におけるタブレット端末等の損害賠償に関する 取扱基準

1 目的

この基準は、青梅市立学校における学習用タブレット型情報端末等の使用および管理に関する要綱（令和5年7月5日実施。以下「要綱」という。）第8項の規定にもとづき、使用者および保護者（以下「使用者等」という。）がタブレット端末等に破損等を発生させた場合における損害賠償について、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この基準で使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

3 賠償の範囲

- (1) 使用者等が、タブレット端末等に破損等を発生させた場合における賠償の範囲は、別表の定めるところによる。
- (2) 使用者等が、第三者のタブレット端末等に破損等を発生させた場合は、次項に定めるところにより、破損等を発生させた者の保護者にその賠償を求めるものとする。

4 賠償額

- (1) 前項に定めるところにより、賠償を求める金額は、タブレット端末等の補填または修理にかかる費用とする。
- (2) 前号に規定する補填または修理にかかる費用は、補填にかかる費用についてはタブレット端末等の当初購入費用に、修理にかかる費用については修理実費に、それぞれ次のアからオまでに掲げる経過年度の区分に応じ、当該アからオまでに定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、経過年度は、タブレット端末等を購入した日の属する年度の翌年度から起算するものとし、1年未満の端数があるときは、これを1か年度とする。

ア	1か年度	7割
イ	2か年度	5割
ウ	3か年度	3割
エ	4か年度	2割
オ	5か年度以上	1割

5 賠償の方法

(1) 青梅市長（以下「市長」という。）は、第3項に規定する賠償の範囲に該当する破損等が判明した場合は、前項の規定により、保護者に賠償を求めるものとする。

(2) 市長は、前号の保護者に納付書を送付するものとし、保護者は、その指示に従うものとする。

6 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、青梅市教育委員会と協議の上、市長が別に定める。

7 実施期日等

この基準は、令和5年7月5日から実施し、同年4月1日から適用する。

別表（第3項関係）

過失等の有無	教員の管理区分	事例の例	賠償の有無
使用者等に故意または重大な過失がある場合	管理外	1 自宅で床に叩きつけて画面が割れた。 2 自宅で家族が踏んで画面が割れた。	有
	管理内	1 他の児童の指を挟んだまま蓋を閉めて押し付けた結果、画面が割れた。 2 休み時間にふざけて遊んでいたら落として画面が割れた。	
使用者等に過失がある場合	管理外	1 ランドセル内で圧迫により画面が割れた。 2 自宅で端末にお茶をこぼして電源が入らなくなった。	無
	管理内	1 授業で写真撮影中に落として画面が割れた。 2 授業中にタッチペンを挟んだまま蓋を閉じて画面が割れた。	
使用者等に過失がない場合	管理外および管理内	1 急に電源がつかなくなった。 2 衝撃を加えていないのに部品が外れた。 3 キーボードの特定のキーが入力できなくなった。	

備考

1 教員の管理区分における管理内とは、学校内における次に掲げる時間をいう。

(1) 学校において定められた登校から下校までの時間

(2) 教員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条に規定する教員をいう。）が同席の上で行う部活動その他委員会活動の時間

2 教員の管理区分における管理外とは、前項に定める管理内以外の時間をいう。